

栃木県警察少年サポートセンター運営要領の制定について

(平成14年12月26日)

(栃少第4号栃木県警察本部長通達)

少年警察活動規程(平成20年栃木県警察本部訓令乙第22号)第5条第2項の規定に基づき、栃木県警察少年サポートセンターの運営について下記のとおり定め、平成15年1月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

記

1 趣旨

この要領は、栃木県警察少年サポートセンター(以下「少年サポートセンター」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 編成等

- (1) 少年サポートセンターの職員は、少年警察部門の警察官(生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。))が指定する者に限る。)、少年補導職員及び被害少年カウンセリングアドバイザーをもって充てる。
- (2) 少年サポートセンターの編成は、別表のとおりとする。

3 業務

少年サポートセンターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 少年相談に関する事。
- (2) 継続補導に関する事。
- (3) 被害少年の保護及び支援に関する事。
- (4) 少年の社会参加活動に関する事。
- (5) 暴走族等その他少年非行集団の解体補導及び立ち直りに関する事。
- (6) 少年の薬物乱用防止及び非行防止教室の実施に関する事。
- (7) 他の相談機関等との連携に関する事。
- (8) その他専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動に関する事。

4 派遣の要請

- (1) 警察署長は、少年の非行の防止対策を推進する上で、少年サポートセンターの職員による活動がより効果的であると認められるときは、少年課長に対して、少年サポートセンター職員派遣要請書(別記様式第1号)により、少年サポートセンターの職員の派遣を要請するものとする。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、警察署長は、急を要するときは、電話その他の方法により少年課長に対し、少年サポートセンターの職員の派遣を要請することができる。この場合においては、要請後速やかに、少年サポートセンター

職員派遣要請書を提出しなければならない。

5 派遣

少年課長は、警察署長からの派遣の要請を受けた場合その他少年サポートセンターの職員を派遣する必要があると認めたときは、関係する警察署長と協議の上、少年サポートセンター運用計画書（別記様式第2号）を作成し、派遣先の警察署長及び派遣される職員の所属する警察署長に通知するものとする。

6 事件等の引継ぎ

少年課長は、少年サポートセンターの職員が、次に掲げる事案を取り扱った場合は、必要な措置を講じた上で、関係書類を当該事案の発生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

- (1) 犯罪少年を発見し、又は犯罪少年に関する情報を得た場合
- (2) 福祉犯の被害者を発見若しくは保護し、又は福祉犯に関する情報を得た場合
- (3) 児童相談所等への通告が必要と認められる要保護少年を発見した場合及び不良行為少年を補導した場合
- (4) 有害環境に関する情報を入手した場合
- (5) その他警察署で処理することが適当と認められる場合

7 活動結果の報告

少年サポートセンターの職員は、少年サポートセンター運用計画書に基づく活動を行った場合は、少年サポートセンター活動実施結果報告書（別記様式第3号）により、少年課長に報告するものとする。

8 勤務計画の作成

少年サポートセンター長は、少年サポートセンターの職員（生活安全部少年課の職員を兼務する者を含む。）の業務を適切に推進するため、あらかじめ翌月の勤務計画を定めた少年サポートセンター勤務計画書（別記様式第4号）を作成するものとする。

9 活動上の留意事項

少年サポートセンターの職員は、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 街頭補導活動に当たっては、非行少年や不良行為少年の溜まり場、非行が行われやすい場所及び時間等を勘案し、効果的かつ計画的な実施に努めること。
- (2) 少年相談を受理したときは、相談者の立場に立って懇切に対応し、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講ずること。
- (3) 被害少年の保護及び支援を推進するに当たっては、被害少年対策の推進について（平成14年12月26日付け栃少第6号、栃務第18号例規通達）に基づき、対象少年の保護者の同意を得た上で、関係機関、団体と連携を図りながら推進すること。

- (4) 少年非行防止対策及び被害少年に対する支援活動等を効果的に推進するため、少年指導委員、少年警察協助手員、児童委員、保護司等のボランティア又は関係機関、団体との連携と適切な役割分担の下に行うこと。
- (5) 平素から任務の遂行に必要な専門的知識、技能の修得に努めること。
- (6) 職務の遂行に当たっては、少年警察活動規程第6条に基づく少年警察活動の基本を旨とし、身分を明らかにするとともに、当該活動の目的を相手に告げるなどして、紛議を起こさないように留意すること。